

国立大学法人岩手大学環境マネジメント推進委員会規則

平成18年5月18日 制 定

令和7年3月27日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学における全学委員会に関する規則第2条の規定に基づき、国立大学法人岩手大学環境マネジメント推進委員会（以下「推進委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 推進委員会は、岩手大学における環境マネジメントに関する重要事項を審議することを目的とする。

(審議事項)

第3条 推進委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 岩手大学環境方針に関すること。
- 二 環境目標及び活動計画に関すること。
- 三 岩手大学環境マネジメントに関すること。
- 四 その他環境マネジメントに関する重要事項

2 推進委員会は、その審査に基づき関係部局に対し改善等を勧告し、又は指導助言することができる。

3 推進委員会は、第1項の審議に基づき、必要に応じ学長に提言を行う。

(組織)

第4条 推進委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 環境マネジメント推進室長
- 二 環境マネジメント推進室副室長
- 三 各学部の副学部長のうちユニット責任者の任にある者 各1名
- 四 環境マネジメント推進室兼務教員
- 五 施設課長
- 六 その他環境マネジメント推進室長が指名する者

(委員長等)

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、前条第1号の委員をもって充てる。

- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、推進委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 推進委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(委員以外の者の出席)

第7条 推進委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(ワーキング・グループ)

第8条 推進委員会に、専門的事項を検討するため、ワーキング・グループを置くことができる。

- 2 ワーキング・グループに関し必要な事項は、推進委員会が別に定める。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は、施設課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年5月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。